

わが国における政教分離原則の沿革

法律学教室 中 尾 喬 一

はじめに

国家権力が特定の宗教と結びつくことによって、その特定の宗教以外の宗教を弾圧したり、無宗教者に迫害を加えたりして、信教の自由に対して大きな脅威を与えてきたことは、歴史の示すところである。また、宗教が国家権力と結びつくことは、宗教にとって、その純粹さを失い、世俗と混淆することによって墮落するということにもなる⁽¹⁾。この点では、米国連邦最高裁のブラック判事がエンゲル判決の中で⁽²⁾、「国教禁止事項の基本にある…最も直接の意図は、国家と宗教の結合は、国家を破壊し、宗教を墮落せしめる傾向があるという信念に基づいており、…いま一つの意図は、国家によって定立された宗教と宗教的迫害とは互いに手を携えるものであるという歴史的自失の自覚に基づいている」と指摘したことに符合している。

したがって、近代憲法においては、何らかの形で「国家と宗教との間に分離の壁(a wall of separation)を設けること⁽³⁾」としたのである。国家と宗教の分離といっても、各国個別に伝統的背景があるため、決して普遍的なものだとはいえない。たとえば、比較的徹底した政教分離をとるアメリカやフランス型、国教制度をとりながらも他の宗教に対して広汎な寛容の態度を示す英国・スペイン型、協会と国家が協約(コンコルダート)を結びそれぞれ守備の範囲を決めるドイツ・イタリア型など幾つかの形態がみられる。

日本国憲法は、14条I項後段が「いかなる宗教団体も、国から特権を受け又は政治上の権力を行使してはならない」と定め、また同条III項は「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」とし、さらに89条で「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため…これを支出し、又はその利用に供してはならない」と定めて、いわゆる「政教分離原則」を定めている。わが国においても、政教分離原則を考える場合には、日本独自の歴史事情に立脚しなければならないことはいうまでもないことである。

一、明治憲法下における神道の国教化政策

文化発展のパターンを、神道も含めた宗教文化全体の観点から見ると、日本は古代の宗教たる神道を保存したまま仏教国になった。仏教は、神道という宗教基盤の上に広がり、今日多くの日本人がそうであるように、神道と仏教をともに信仰するという多重信仰の信仰形態を形成した。これは

欧米キリスト教圏の信仰の形態からすれば不真面目な信仰形態のように見えるかもしれないが、しかし、たとえばキリスト教のように信仰ゆえに戦争しなければならないことにはならなかった。そして、こうした「神々の共存」は、他者の宗教に対する寛容を生みだしている。柳田国男は、他人の信じるものを敬い拝む「敬神」が日本の信仰の特徴であったと指摘している⁽⁴⁾。

しかし、明治期における国家神道の成立は、日本の宗教事情を変貌させることになった。すなわち、明治国家は祭政一致を標榜し、神社に対して特別の地位を付与し、神社神道をして他の諸宗教を超越するものとしたのである⁽⁵⁾。

明治4年5月14日の太政官布告(234号)は、「神社ノ儀ハ国家ノ宗祀ニテ一人一家ノ私有ニスヘキ非サルハ勿論ノ事」と述べ、神社の公の性格を宣言するとともに神職の世襲制を廃止した。同日の太政官布告(235号)では、伊勢神宮を別として、神社を官社(官幣社・国幣社)、諸社(府社・藩社・県社・郷社)に分け、全国すべての神社をランクづける社格制度を定め、神職には官公吏の地位を与えて、他の宗教と異なる特権的地位を認めた⁽⁶⁾。神社はすべて「国家の公の施設⁽⁷⁾」となり、すべて国家的見地からする階層の中に位置づけられた。神道国教化政策は、当然幕藩体制下に国教的地位にあった仏教に対する抑圧的政策を保ったのである。神道の国教化のためには習合していた神仏の分離政策が必要であって、いわゆる神仏分離令が廃仏毀釈運動を呼びおこしたことはよく知られている。

しかしながら、明治4年を境に、宗教政策の転換がはかられることになった。この年、神祇官は神祇省に格下げされ、翌5年には廃止され、これに代って教部省が設置され、教導職がおかれるようになった。これは、神道と並んで仏教にも一応「公」の地位を与え、神儒仏三教合同の教導政策⁽⁸⁾を実施するためのものであり、このような宗教改革の転換は神道国教化政策の放棄であり、仏教をまき込んだ「より広い国民教化⁽⁹⁾」への方向転換を意味した。注目すべきことは、明治7年頃には、信教の自由、政教分離論が政府の主流となり⁽¹⁰⁾、政府により、仏教・神道系諸宗教に一定の独自性が承認されたということである⁽¹¹⁾。

明治10年1月には教部省が廃止され、その事務は内務省内社寺局の一小課に引きつがれさらに、明治12年には太政官達をもって府県社以下の神職の身分を「一寺住職同様」とした。そのため明治4年には、神社が「国家の宗祀」とされ公的性格が宣言されたにも拘らず、八年たらずして府県社以下の神社は、私的宗教と同様のものとなってしまった。

その後、明治15年1月24日の内務省達乙第7号により「自今神官ハ教導職ニ兼補ヲ廃シ葬儀ニ関係セサルモノトス」とした。これによって、神職は教化活動から分離され、また葬儀に関与できなくなった。これは、「神社を非宗教＝『祭祀』と位置づけるものであり、宗教活動を行う神道系宗教は教派(宗派)神道としてこれより分類される⁽¹²⁾」。平野教授によれば、「国家神道体制の始⁽¹³⁾」ということになる。祭祀と宗教の分離によって、宗教でないという建前に国家神道が、教派神道、仏教、キリスト教のいわゆる神仏基三教のう上に君臨する「国家神道体制」への道が開かれたのである⁽¹⁴⁾。

その後、明治17年には、神職は公的宣教を禁止され、形式的になお存在していた教導職が廃止され、教派神道、仏教に管長制の下での自治が認められた。明治20年には官国幣社保存金制度が定められ、官国幣社には国費からの援助がなされることになった。

明治初年から試行錯誤してきた政教関係は、明治憲法制定を前にしてようやく形を整えるようになった。すなわち、宗教(教派神道・仏教)と祭祀(神社神道)を分離させ、前者は家(私)の宗教とされ、その限りでは一定の自治と自由を認めた。後者は国の祭祀として非宗教とされ、公の性

格をもつものとされたのである⁽¹⁵⁾。

二、明治憲法28条と政教関係

以上のような背景のもとに、明治22年明治憲法が制定され、「安寧秩序ヲ妨ケス及ヒ臣民タルノ義務ニ背カサル限りニ於テ」信教の自由が保障されるに到った。憲法の告文は確かに神道的色彩を帯びているが、本分の中には政教関係の規定はない。また、神社神道は国家の祭祀であるとされていても、そのことは憲法上規定されていない。

美濃部達吉は、神社神道が「国教」であることを認めながらも、「本条所謂『信教の自由』は、唯人民が宗教を信ずるについての自由を意味し、総ての宗教が法律上に平等の地位を有することを意味しない。…国家が多年の歴史的伝統に基づいて或る宗教に対し特別の関係を有して居るとしても、それは敢て本条の規定に抵触するものではない」と説き、「政教分離原則を定めたものではない」と説いている⁽¹⁶⁾。

明治憲法の起草に携わった井上毅は、政教関係に対する基本認識として、「宗教ノ事、本ト政事ト顯冥ノ域ヲ殊ニス、之を御スルニ某術ヲ得ル寸ハ、以テ互ニ局外ニ居リ、相妨ケ相触ルルコトナカルヘク…⁽¹⁷⁾…」と述べ「政治と宗教の分離」及び相互不介入、不干渉を政教関係の前提と考えている。そして「政府宗教ヲ保護スル事」つまり教会を公認し、僧官を任命し、寺領を与えて政府の監督の下に服させるという、当時、欧州の各邦が採用していた「公認教制」(折衷制)の採用を主張している⁽¹⁸⁾。明治憲法のモデルとされた1850年のプロイセン憲法の保障する信教の自由は、同憲法14条によれば「キリスト教は、第12条が保証する信教の自由にもかかわらず、宗教活動と関係する国家的諸制度の基礎とされる」としており、国家と宗教(キリスト教)の密接な関係を破るものではなかったのである。このように当時ドイツは信教の自由を許容する一種の国教制(それはもはやキリスト教の特定宗派の優位を認めるものではないが、国家キリスト教制(staats-christentum)という形でキリスト教の優位を認めた⁽¹⁹⁾)が行われていたのである。グナイストが仏教を以て日本の国教とすべきものとし、ローレン・フォン・シュタインが神道(非宗教的な)をもって国教的道徳とすべきことを示唆したのは当時のドイツの常識であったからである。

彼等の勧告を拒否した伊藤博文は、この点につき、「憲法義解」で次のように説明している。「現在各国政府ハ或ハ国教ヲ存シ或ハ社会ノ組織又ハ教育ニ於テ仍一派ノ宗教ニ偏祖スルニ拘ラス法律上一一般ニ各人ニ対シ信教ノ自由ヲ予ヘサルハアラス…蓋本心ノ自由ハ人ノ内部ニ存スル者ニシテ固ヨリ国法ノ干渉スル区域ノ外ニ在而シテ国教ヲ以テ偏信ヲ強マルハ尤人知自然ノ発達ト學術競争ノ運歩ヲ障害スル者ニシテ何レノ国モ政治上ノ威権用キテ以テ教門無形ノ信依ヲ制圧セムトスルノ権利ト有セサルヘシ⁽²⁰⁾」と。「国教ヲ以テ偏信ヲ強フル」ことが否定されており、これこそまさに「政治と宗教の分離」を宣言したものといえよう。憲法義解によれば、憲法28条の「臣民タルノ義務」の中には国家神道尊崇が当然含まれているとは考えにくいし、明治憲法制定当時の臣民たる義務は、兵役の義務・納税の義務・遵法の義務等であって、神社参拝の義務までは含まれていなかったと解するのが、少なくとも、立法者の考えであった。

その後、明治33年、勅令(163号)により、内務省の社寺局が廃止され、「神社局」と「宗教局」に分離され、神社を「国家の宗祀」とし一般諸宗教の行政と区別することになった⁽²¹⁾。さらに、明治39年の「官国幣社経費ニ関スル法律」により、官国幣社を国庫の負担とすることが、また、同年勅令第96号「府県社以下神社ノ神饌幣帛料供進ニ関スル件」により、道府県費からは府県社と郷社

に、市町村費からは村社の神饌幣帛料を供進できることが定められた。しかし金額的には「全体としてきわめて微々たるもの⁽²²⁾」に過ぎなかったといわれている。また、ややおくれてではあるが、皇室祭祀令(明治41年)、登極令(同42年)が出されていることは注目すべきことである。このようにして、「国家の祭祀」として神社神道を位置づけ、神(教派神道)・仏・基の三教を私の宗教として公認する体制は、日清・日露戦争を経て制度的に完成した。また教育を通じて神社参拝が行われるようになり⁽²³⁾、学校行事自体も宗教的性格を深めていったし、イデオロギー化することによって、明治政府は国民を動員・支配することに一応成功した。国家神道が確立したといつてよかろう。

国家神道体制は成立期から確立期へ間に性格の変化があったことは事実であるが、しかし、一貫して神社非宗教論がとられたことは周知のとおりである。神社非宗教論は、国民に各自の信仰とは別に国家神道への尊崇を義務づける論理として機能する傾向があった。その間、刑法の不敬罪と大正14年制定の治安維持法の二つを軸として、昭和3年には天理教から分かれた「ほんみち」不敬罪違反で弾圧され、昭和10年には大本教が二度目の弾圧を受けた。この弾圧では国体の変革をめざすものとして、不敬罪とともに治安維持法一条違反が理由とされた。そのほか、「ひとのみち教団事件」(昭和11年)、「創価教育学会事件」(昭和18年)など、厳しい宗教弾圧が加えられたのである⁽²⁴⁾。

前述したように、神社神道が、事実上国教的地位を占めたことが、明治憲法第28条に違反しないかという問題について、当時の政府は、「神社は宗教にあらず」という解釈で一貫してきた。第56帝國議會貴族院宗教団体法案外一件特別委員会会議に於て、政府側は神社を宗教にあらずとする理由として次のように答弁した。「神社が宗教に属するや否やは学問上別の研究あるべきも、之を国家制度の問題として考ふる場合は現行法制に基きて其の性質を決定せらるべきものなり。…右述ぶるが如く現行制度の下に於ては神社は国家の公の施設たり。神職は国家の公務に当る職員にして個人の信仰を以て其の目的とする者の宗教とは全く性質を異にす。」「神社に於て行はるる祈願祈禱の如きは神社崇敬に付随する自然の結果にして、神社の本質が前述の如くなる以上之等の行事あるが為の神社を以て宗教的施設なりとするに当らず⁽²⁵⁾。」と。従って、神社は宗教の施設でない結果、憲法第28条の信教の自由に関する条規は神社と関係ないものとしたのである。そうして行政組織的にも、一般の宗教に関する行政は、文部省の所管としつつ、神社に関する行政だけは、それとは別に、内務省神社局の所管としたのであった。

これに対して、神道について「わが古来の祭祀も亦疑いなく一の宗教であり、而してそれはわが帝国の国教である」とし、法律的形式においては、仮令之れが明に宗教と区別せられて居るとしても、実質的には宗教の一種であることが疑を容れぬとすれば、それは疑もなく国家的宗教であつて、国家が国政の一部として自ら祭祀を管掌するものであり、而して天皇はその祭主たる地位に在ますのである。それはわが太古以来の不文憲法であつて、而して此の不文憲法は成文の憲法の制定に依つて変更されるものではない」として、神道は実質的にみれば宗教であつて、国教であるが、それは太古以来の不文憲法として正当化されるという美濃部学説があり⁽²⁶⁾、この見解が通説である。しかも祭政一致がわが国の国体と観念されていたといふことができる。また、宮沢俊義によると、明治憲法下の政府のとつた「神社は宗教にあらず」という命題は、次の二つの効用があつたと指摘している⁽²⁷⁾。第一に、「憲法の明文で信教の自由を定めることと、神社だけを国家的に保護し、これを国民に強制することが少しも矛盾しない…つまり、明治憲法の定める信教の自由は、神社を国教とみとめることと両立する限度においてのみ、みとめられていたことを意味することになる」。第二に、「当時優勢を極めていた神社の攻勢に対して、明治憲法でみとめられていた最小限の信教の自由(?)を保持しようとの意図にもとづいていた。その限度で、そこでその命題がはたした役割は、それが

明治憲法下で本来はたすべく期待され、そして、現に果たした役割とはちがって、いくぶんでも宗教の自由に対して反好的だった」と。つまり、神社側からする一般の宗教に対する少しでも緩和しようとするという、信教の自由を最小限度保障する方向に働く効力である。

確かに、明治憲法のもとでは、天皇の地位は天孫降臨の神勅に基づくものであるとされ、憲法に明示規定が存在しないにも拘らず、国家の最高祭司として皇室祭祀を行う祭祀大権を天皇が保存することは論ずるまでもないされていた。また、皇室祭祀令によれば、皇室祭祀のあるものは天皇が官僚を率いて行うものとされていた。しかしともあれ、制度的には世俗国家が実現されていたと考えられるし、「近代国家は、制度的にも、イデオロギー的にも、基本的には世俗国家に属するとしてよい⁽²⁸⁾」。伊藤博文や井上毅らは「臣民ノ義務」をあくまでも、徴兵、納税、遵法等の世俗的義務に限ると解していたことは間違いなし、枢密院の議論をみても、少なくとも国民一般については、「若し朝廷祭祀の際に於いて人民が礼拝せざるも、別段国体に関し、又義務に負うと言ふべからざるべし⁽²⁹⁾」というものであった。明治憲法下では、神社が「非宗教」とされたというだけで、法制上は国教は否定されていたと解される。神社神道だけでなく、「宗教」とされた教派神道、仏教、キリスト教についても憲法や法律で規定されたのではなく、様々な布告、達、あるいは行政上の取扱いによってその地位が規定された状態が長らく続いていた。宗教団体法は昭和14年になってやっと成立したが、それは神社神道を対象とするものであった。政教関係は法的関係として整備されず、結局のところ、曖昧なまま柔軟に運用されたのである。したがって戦前のわが国には、「政治と宗教の分離」さえ存しなかったと判断するのは、早急すぎるのではなかろうか。だが、その柔軟性ゆえに国民の多重信仰の存在とあいまって、政教関係は国民の精神の支配に有効に機能したことは歴史の示す通りである⁽³⁰⁾。

満州事変を契機とする極端な国家主義の支配とともに、神社の優越は国の文教政策の最も基本的な原則となり、神社国教論が有力になっていったのである。このようにして、神社礼拝を強制することによって、他宗教の信者の良心に圧迫を加えることになり、宗教および信仰の自由が否定されるに至ったのである。そして、国家神道の神秘的天王制と封建的諸制度と反動思想の一支柱となり、又、軍国主義、侵略主義の理論的基礎づけに用いられ⁽³¹⁾、「神国日本」とか、「神州不滅」だとかのかけ声の下に、狂信的な神国主義、軍国主義が日本を支配し、第二次大戦へと不幸な道へ突入したのであった。

三、神道指令⁽³²⁾

敗戦によって日本はポツダム宣言を受諾し、民主国家の建設に乗り出した。そのポツダム宣言は、民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障礙を除去し、言論・宗教及び思想の自由を確保すべきことを要求した。

連合国による占領下、9月24日GHQは、米国の「降伏後における米国の初期の対日方針(1954.9.22)の全文を公表した。その中に「占領後、信教の自由が宣言されるのみならず同時に国家的および軍国主義的諸団体及至運動が宗教の外被の陰に隠れることが許されぬ旨、日本国民に対して明らかにされよう。…人種・国籍・信教乃至政見を理由として差別待遇を規定する法律・命令・規則は廃止され本文書に述べられてある諸目的ならびに政策と対立するものは廃止・停止もしくは必要な程度に修正される」とあり、ここに国家神道廃止の方針が打出されていることがわかる。この対日管理政策に基づいて、GHQは、昭和20年10月4日いわゆる「自由の指令」(政治的、社会的及宗

教的自由ニ対スル制限ノ件)の覚書を、日本政府に発した。これによって、宗教的自由を制限していた宗教団体法を廃止させたのである。続いて10月6日には、米国内務省極東部長兼SWNCC極東小委員会委員長ジョン・カーター・ビンセントは、次のような米国内務省の神道に対する正式見解を発表した。「(1)米国内務省は、今回日本の国教としての神道を廃棄せしめることに決定した。(2)個人として日本人が神道を信仰することを妨げない。(3)今後、日本の神道は政府の指示を失い特殊献金を期待しえず。(4)諸学校における神殿は失う。(5)国民に対して公に強制することはできなくなる⁽³³⁾。」と。

以上の方針を具体化したのが「神道指令」正式には「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保障・支援・保全・監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」(昭和20年12月15日連合国軍最高司令官総指令部参謀副官発第3号日本政府ニ対スル覚書)である。この覚書の具体的な内容は、第一項では、①国家神道に対する国家的保護の中止、②一定のまた一定の手段による神道教義の弘布の禁止、③祭祀令・神祇院の廃止、④神道に関する国家的教育機関の廃止、⑤神棚その他の有形的象徴の公共施設よりの撤去、⑥公的資格での神社参拝の禁止等を命令している。さらにその第二項では、この指令の目的が「宗教を国家より分離」するにあり、かつこの指令は、神道に対してのみならず、「あらゆる宗教、信仰、宗派、信条ないし哲学の信奉者に対しても適用されること」を述べている。そして最後に「神社神道ハ国家カラ分離セラレ、ソノ軍国主義的乃至過激ナル国家主義的要素ヲ剝奪セラレタル後ハ、若シソノ信奉者ガ望ム場合ニハ、一宗教トシテ認メラレルデアラウ。而シテソレガ事実日本人個人ノ宗教ナリ、或ハ哲学ナリデアル限リニ於テ、他ノ宗教同様ノ保護ヲ許容セラレルデアラウ。」と神社神道の今後のあり方を限定している。

要するに、神道指令は、神道の国家からの徹底した分離、神道の教義からの軍国主義的、超国家主義的思想の抹殺、学校からの神道教育の排除を命じたものである。そればかりでなく、「神道に関するあらゆる慣例、儀式、神話、伝説、その他一切」と国家との分離を厳しく命じていた。これは近代国家一般に行われている政教分離(国家と教令との分離)の概念をはるかに通りこして、神道には特に厳しいものであった⁽³⁵⁾。

神道指令はGHQにとっては、最も重要な精神的意義をもつものであったし、GHQはこれにより、日本政府に、「軍国主義」および「過激な国家主義」を禁止する措置をとることを命令し、すべての国民に対して、その命令を個人として遵守する責任を求めたのである。神道指令は、「占領の目的を宗教政策の面からラディカルに実施に移したものとしてだけでなく、その理念を包括的に示すものとして重要な資料である。

GHQは、神道指令ののち、日本国憲法の制定を日本政府に示唆したが、神道指令の趣旨を引き継ぎ、憲法化したものとして、20条および89条に「信教の自由、政教分離」を柱とする宗教規定を掲げさせた。この条文には「神道」の語は一語もないが、GHQは、その規定によって神道指令の趣旨は完全に制度化され、国家神道の復活抑止はできるものと考えていたことは間違いない。そして、そのことは、戦後の憲法学説の主流である美濃部達吉「新憲法概論」や佐藤功「憲法(ポケット注釈全集)」、法学協会「註解日本国憲法」などによって、認められている。

以上、「わが国における政教分離原則の沿革」について述べてきたのであるが、この戦後49年間、政教分離問題をもめぐる激しい対立がみられる。平成4年4月現在(鳥取県神社庁調)、最高裁以下の裁判所に係属中の政教関係訴訟は約20件ののぼり、この問題をめぐる紛争は一向に減少する気配を見せない。憲法20条第1項の信教の自由の基本保障と宗教団体による政治権力行使の禁止、第

II項の宗教行事への参加強制の禁止、第III項の国およびその機関の宗教的活動の禁止は神道指令そのままであって、その上第89条は、公金その他の公の財産を宗教上の組織または団体に支出または利用に供することを禁止して、経済上からも政教分離を完璧にしたはずであった。なぜこのような対立乃至混乱が生じるのであろうか。考えるに、これらの問題の中には、純粋な政教分離問題であるよりは、実は信仰をめぐる争いであったり、あるいは天皇制をめぐる政治的対立と捉えた方がわかりやすい問題も少なくない。しかし、同時に、「政教分離」の概念そのものが曖昧、不明確で、そのために混乱が生じ、問題が紛糾しているのではないかと思われる⁽³⁷⁾。

先に述べたごとく、近代日本の政教関係については、それが憲法に規定されなかったし、神社神道は国家の祭祀とされても、それは宗教ではないとすることは、法律上の根拠を持たなかった。神社非宗教論は、いわば行政上での取扱いに過ぎず、非宗教の内容も布教活動と葬儀をなさないこと以上に明確になっていたわけではなかった。「非宗教」の内容はこのように流動性のあるものであったから、神社宗教論が常に主張される余地があったのである。このような柔軟性は近代国家の法構造の大きな特色である。政教分離の原則は、欧米では血みどろな闘争の上で妥協的に打ち樹てられたのだが、日本の場合には、神道と仏教の二重信仰をするという、仏教伝来以来の伝統によって早々と形成されていたのではなかろうか。つまり、日本では世界的にも稀有な宗教的寛容の精神や態度が古くから形成されており、その結果信仰の自由を認めなければならない現代国家において、優れた政教分離の状況をつくり出しうる恵まれた素地を本来もっていたのであるということが出来る。したがって、明治憲法下の神社参拝の強制や他宗教への圧迫は、明治憲法28条のもとと予想しないところであって、その意味では、本来の立場からの「逸脱」であったとみるほかない⁽³⁸⁾。

日本国憲法下においても「国家と宗教」の問題は頻繁に起っている。「政教分離」概念の曖昧さ不明確さの問題はさておき、日本の社会の伝統や習慣に適合しないものを神道指令によって強行し、その神道指令の精神が、占領中制定された日本国憲法の宗教条項の上に、そのまま立法化されたことに一番の原因があると考えられる。つまり、神道指令は、「社会習俗」となって引き継がれて日本人の生活に溶け込んでいる神社神道を、日本の公的生活から徹底的に追求する占領政策目的をもって、「国家と宗教の分離」を強制しようとするものであった。したがって、諸外国の制度とは甚だ異質異例のものとなっている。換言すれば、神道指令の目標は、あくまでも「軍国主義」・「超国家主義」の排除であって、本来的には日本人の宗教としての神道の抑圧でも、信教の自由を保障する制度として政教分離の推進ではなかったはずである。そこに神道指令の残した問題点があるのではなかろうか。

法の解釈は、立法者意図がまったく無視されるというものでは勿論ないが、それ以上に、国民生活の現実在即しつつ、規定それ自体の文理ならびに論理に基づく客観的な判断が、より強く法の解釈に要求されることは、いうまでもないことである。日本国憲法の解釈は、その意味において、日本人としての感覚、尺度によってなされるべきである。「国家と宗教とは何か」という命題については、別稿で論じることとする。

註

- (1) たとえば伊藤正巳「憲法」263頁以下、田中耕太郎「教育基本法の理論」565頁以下参照。
- (2) Engel V Vitale, 370 u, s, 421 (1962)
- (3) 橋本公亘「日本国憲法」236頁～237頁。

- (4) 柳田国男「日本の祭」定本柳田国男集10巻301頁。
- (5) 以下の叙述については、平野武「明治憲法下の政教関係」、公法研究52巻、百地章「憲法と政教分離」、梅田義彦「日本宗教制度史(近代編)」,文化庁「明治以降宗教制度百年史」、村上重良「天皇制国家と宗教」等に依拠しており、一々引用しなかったことをお断りする。
- (6) 国家神道成立史については、村上重良「国家神道」(岩波新書)参照。
- (7) 政府答弁 田中耕太郎,前掲書545頁参照。
- (8) 百地,前掲書27頁。
- (9) 平野,前掲論文60頁。
- (10) 葦津珍彦「国家神道とは何だったのか」65頁。
- (11) 明治8年11月27日付教部省の神仏各管宛の口達書「抑政府ヨリ神仏各宗共信教ノ自由ヲ保護シテ之ヲシテ暢達セシムル以上ハ及ヌ之ヲシテ行政上ノ裨益ナルモ妨害タラシメス以テ保護ノ始終ヲ完全スル是レ政府ノ教法家ニ対スル所以ニシテ、而シテ其教法家ハ信教ノ自由ヲ得テ行政上ノ保護ヲ受クル以上ハ能ク朝旨ノ所在ヲ認メ當ニ政府ノ妨害トナラサルニ注意スルノミナラス務メテ此人民ヲ善誘シ治化ヲ翼賛スルニ至ルヘキ是レ教法家ノ政府ニ対スル所以ノ義務ト謂フヘシ」と述べている。
- (12) 平野,前掲論文62頁。
- (13) 平野,前掲論文62頁。
- (14) 村上重良,前掲書118~119頁。
- (15) 平野,前掲論文62頁。
- (16) 美濃部達吉「逐条憲法精義」402頁。
- (17) 井上伝史料編第6 163頁。尚,村上準一氏は明治憲法28条は「プロイセンの先蹤に倣ったものであり…19世紀後半に制定された憲法の下で一種の国教が存在したこと自体は、日本だけの特殊現象とは言えない」と注目すべき発言をしている(ジュリスト928号123頁)。
- (18) 新田均「明治憲法制定期の政教関係—井上毅の構想と内務省の政策を中心に」井上:坂本「日本型政教関係の誕生」144頁 以下参照。
- (19) 村上準一,前掲論文123頁。
- (20) 阿部美哉「政教分離」311頁より引用。
- (21) 葦津,前掲書119頁。
- (22) 神社新報者編「近代神社神道史」126頁。
- (23) 昭和7年9月30日文部次官回答は次のようにいっている。「学生生徒児童ヲ神社ニ参拝セシムルハ教育上ノ理由ニ基クモノニシテ此ノ場合ニ学生生徒児童ノ団体が要求セラルル敬礼ハ愛国心ノ発露ト忠誠トヲ現スモノトス。」
- (24) 村上,前掲書201頁。
- (25) 田中耕太郎,前掲論文545頁より引用。尚,平野武「明治憲法下の信教の自由と神社非宗教論」版大法学80号69頁以下参照。
- (26) 美濃部,前掲書402頁~403頁。
- (27) 宮沢俊義「
- (28) 安丸良夫「近代転換期における宗教と国家」・「日本近代思想体系5, 宗教と国家」543頁。
- (29) 清水伸「明治憲法制定史(下)」245頁。
- (30) 平野,前掲論文70頁。
- (31) 註解日本国憲法408頁。
- (32) 以下の叙述については阿部・前掲書,神社新報社「神道指令と戦後の神社」等より引用。
- (33) ワシントン特電6日発朝日新聞昭和20年10月8日掲載。
- (34) 神社新報社前掲書260頁以下参照。
- (35) 仏教,キリスト教等には比較のおだやかで,東京都の慰霊堂,湯島の聖堂,療養施設における礼拝堂,仏殿などに関して,その撤去は強制されなかった。
- (36) 阿部,前掲書50頁参照。
- (37) 百地,前掲書3頁~4頁。
- (38) 百地,前掲書35頁。

(1993年4月20日受理)